

(仮称) 仙台市犯罪被害者等支援条例に関する懇話会設置要綱

(令和5年10月30日市長決裁)

(設置)

第1条 (仮称) 仙台市犯罪被害者等支援条例の立案に当たり、犯罪被害者等の支援に関する専門的な意見を聴取するため、(仮称) 仙台市犯罪被害者等支援条例に関する懇話会(以下「懇話会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、前条の立案に関する事項について、意見交換を行うものとする。

(組織)

第3条 懇話会は、委員8人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 弁護士
- (3) 宮城県の職員
- (4) 宮城県警察の警察官
- (5) 犯罪被害者等の援助を行う団体の構成員
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から令和6年10月31日までとする。

(座長)

第5条 懇話会に座長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 座長は、会務を総理し、懇話会を代表する。

3 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長の指名する委員が、その職務を代理する。

(招集等)

第6条 座長は、懇話会を招集し、その議長となる。

2 懇話会は、委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。

3 座長は、必要があると認めるときは、懇話会に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、市民局生活安全安心部市民生活課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、座長が懇話会に諮って定める。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和5年10月30日から実施する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和6年10月31日限り、その効力を失う。